## 特別会務案内

### 第 1 期，第 2 期日本天文学会代議員選挙の施行について

日本天文学会理事会

かねてよりお知らせしておりますように，理事会は2013年度からの新法人（公益社団法人）移行を目指して申請の準備を進めています．その中で，代議員選挙をあらかじめ行って，新法人発足時には代議員を確定しておく必要があることが判明しました．この日程に沿うべく，以下の会務案内にあるようにその選挙公示を行います．この選挙の根拠となる新定款，および代議員選挙施行細則については学会ホームページに掲載しましたので，あわせてご覧ください．

代議員制度は新法人への移行の際の最大の変化となり，今回の選挙で選出された代議員がみなさんの代表として天文学会の意思決定を行うことになります．そのため，この選挙はこれまでの評議員選挙とは大きく異なり，これまでになかった立候補，および推薦委員会による推薦というシステムが導入されます．

以下，これがどのようなものなのかを少し詳しく説明いたします．

（1）　立候補

代議員選挙の基本となるのがこの立候補です．正会員はだれでも立候補できます．立候補される方は，その旨選挙管理委員会まで申し出てください．その際，所信表明の文書などがあればPDFファイル1ページ以内で添付してください．この所信表明は天文学会ウェブページで正会員のみ閲覧できるよう公開されます．

（2）　推薦委員会による推薦

現実には立候補だけでは十分な数の候補者が集まるか不明であるため，推薦委員会が選挙管理委員会に候補者リストを提出する方式が導入されています．これは，代議員選挙施行細則第7条に基づいて設置された委員会です．

推薦委員会は独自に選考を行い，代議員定数の2倍を目処に選挙管理委員会に代議員候補者の推薦を行います．また，この選考の際には会員から広く候補者の推薦を募ることが細則により要請されています．代議員候補として適当と考える人がいる場合には，推薦委員会（suisen2012@asj.or.jp）にその氏名と所属をお送りください．なお，推薦委員会では電子メール以外の推薦方法も用意していますので，詳細は天文学会ウェブページを参照してください．この際，推薦委員会に推薦したからといって，必ずしもその人が推薦委員会の候補者リストに掲載されるとは限らないことにご注意ください．これは，リストに掲載する候補者の選定権限は推薦委員会に与えられているためです．

（3）　上記以外の選挙活動

上記以外にも，これまでの評議員選挙のように有志が集まってどなたかを推薦し，その呼びかけを各所で行うことは問題ありません．

（4）　被選挙権はすべての正会員にありますので，立候補者および推薦委員会の候補者リストにある候補者以外の正会員への投票も有効です．

投票は，これまでどおり天文学会事務所より投票用紙（20名連記）および，（1）全正会員リスト（2）立候補者リスト（3）推薦委員会による候補者リストが各正会員に送られます．正会員の皆さんはこれらのリストの中から代議員としてふさわしいと考える方に投票していただくことになります．

非常に重要な選挙となりますので，みなさまの積極的な参加をお願いしたく思います．

## ●第 1 期，第 2 期日本天文学会代議員選挙に関する公示

2012年6月20日
選挙管理委員会委員長
末松芳法

選挙管理委員会は，新法人となる公益社団法人日本天文学会の発足時代議員（任期2013年度1年間または2013年度～2015年度の3年間）の選挙を，新定款第28，第29条，第30条，第31条および代議員選挙施行細則（以下「細則」という）に基づき以下のとおり実施します．

新定款はまだ有効ではありませんが，細則の附則にあるように今回この選挙で選出された代議員が新法人の発足時代議員となります（得票数の順位の偶奇に応じて任期を振りわけます）．

細則9条は定常状態を想定して「10名の無記名連記」と定めてありますが，総会での指摘を受けて，定常状態の2倍である35名を選出する今回の選挙に限って，「20名の無記名連記」とする附則をつけることにしました．

6月20日（水）：選挙公示
6月20日（水）～7月20日（金）：選挙管理委員会への立候補受付
6月20日（水）～7月 5日（木）：推薦委員会への推薦受付
8月 7日（火）：正会員への立候補者，推薦委員会による候補者リスト，有権者名簿，および投票用紙を発送
8月 7日（火）～9月 6日（木）：投票期間
9月 7日（金）：開票

1. 選挙権および被選挙権を有するものは，公示の時点で正会員であること．（細則第5条）
2. 投票は，20名以内の無記名連記とする．（細則附則）
3. 立候補するものは，選挙管理委員（rikkouho2012@asj.or.jp）宛に氏名，会員番号，および立候補の意志を明記して電子メールを送ること．所信表明がある場合には，PDF形式で1ページ以内に文章のみで記載し，添付すること．（細則第7条）
4. 推薦委員会への推薦を行う場合には，推薦委員会（suisen2012@asj.or.jp）宛に推薦する正会員の氏名を明記して電子メールを送ること．（細則第7条）
5. 有権者には，有権者名簿，立候補したものと推薦されたものの名簿，および投票用紙を発送する．（細則8条）
6. 選出された代議員の名簿は，2012年10月20日発行予定の天文月報11月号に発表する．（細則第11条）

## ●初代日本天文学会会長候補者選挙に関する公示

2012年6月20日
選挙管理委員会委員長
末松芳法

選挙管理委員会は，2013年年初の理事会（新法人の最初の理事会となることを想定）で決定される会長候補者（任期：2013年度～2014年度の2年間）の選挙を以下のとおり実施します．

新法人の定款は，関係官庁との折衝の過程で起きる微細な変更は理事長に一任するということで先日の総会で承認されました．しかし，これが有効になるのは新法人の発足後です．当然，新定款に沿った「会長・副会長・

理事・監事選考細則」もまだ有効ではありません.

しかし，これまでの議論の過程から明らかなように，会長（現在の理事長職）の決定は従来のやり方・考え方をできるだけ変えないように定款や細則が作られています.

今回の選挙は現行の理事長選挙施行細則（以下「細則」）に基づくものですが，この結果が新法人最初の理事会における会長の決定に適切に反映されるものと考えています.

6月20日（水）：選挙公示
6月20日（火）～7月20日（金）：候補者募集期間
8月 7日（火）：正会員へ推薦された候補者の氏名，所信表明もしくは推薦書等，および投票用紙を発送
8月 7日（火）～9月6日（木）：投票期間
9月 7日（金）：開票

1. 選挙権および被選挙権を有するものは公示の時点における正会員とする．ただし，理事長経験者は被選挙権を持たない.（細則第3条）
2. 選挙に先だち正会員から候補者を募集する．この場合正会員5名以上の推薦を必要とする．推薦に当たっては，候補者本人の承諾書，および所信表明もしくは推薦書の添付が必要である.（細則第4条）
3. 推薦された候補者が1名の場合は，投票を行わず，選挙管理委員会は推薦された候補者を会長候補者とする.（細則第5条）
4. 投票は無記名単記で行う．候補者以外への投票は無効とする．得票数の最も多い者を，最大得票を得た者が複数ある場合は，そのうちの最年長者を，会長候補者とする.（細則第7条）
5. 選出された会長候補者を評議員会に報告するとともに学会誌上に発表する.（細則第8条）